## 創価大学平和問題研究所「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウム

# 「人新世」時代をどう生きるか

─ 大沼保昭先生の人間観、歴史観、学問観に学ぶ ─

【開催日時】 2022年 3月6日 (日) 13:00-15:00 (Webinar)

#### 【プログラム】

主催者挨拶	玉井 秀樹 (創価大学平和問題研究所・所長)	(5)
報告と討論	蔦木 文湖(東洋哲学研究所・委嘱研究員) 「国際法に託された希望と未来 ──大沼保昭先生『国際法』出版に携わって」	(9)
	三牧 聖子(高崎経済大学・准教授) 「学者はいかに現実と関わるか — 社会との関わりの中の大沼保昭先生」	(17)
	大中 真 (桜美林大学・教授)	(25)
パネルディスカ	]ッション	(32)

総括と挨拶 大沼みずほ(大正大学・准教授)

# 【大沼保昭文庫】



【シンポジウムから】



世里人权宣言と1966年の工人权中ヤクに焦点をあて 個向かるもい。しかしこれはワーン宣言 <第6章後半部分> ウィーン宣言 国連が 1993 年にウィーンで開催した世界人権会議において採択された宣言は 121 スによるものであり、そこには 20世紀末の地球社会に妥当する最も正談性の高い いる。この宣言を示された人権観は次のようなものである。「すべての人なり保護と保険 第一に、人権の普遍性と生業性が「再嫌認」され、人権の普遍性は「疑問の余地がない」ものとされ た。国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は考慮すべきだが、ナメニの入権の 保護と促進は普遍的義務であるとして、文際的普遍性への指向性が提示されている。 第二に、すべての人権は不可分かつ相互に依存し相互に関連しあうものと 権を重視する途上国側が 60 年代から主張してきたものだが、80 年代になると先進国側がそれを逆手に とって社会権の宝頂に自由権を犠牲にしてはならないという通旨で主張するようになった。こうして、 人権の不可分性と相互依存性は、両者が共有しうる観念として宣言に規定された。 第三に、女性の人権の保障が国際共同体の優先目標とされた。そして第四に、発展の権利が普遍的で 小川頭の権利として 《典職器》 された NGOや法 ヴィーン宣言の授択に至る過程では、政府のみならずさただまな俳優家主様が激しい議論を繰り因け 老届14のコミットする 一(1948年の)(文隆的正統性という観点 東西所がある。 ようにもフィーン宣言は、世界人が宣言、1968年の工人校中ヤフと並ぶるとのか、 以上のイギをもつました。アイルのでは、1968年の工人校中ヤフと並ぶるとのか 活動に乗り出した。1236 手続きは人権理事会の前身である人権委員会が加盟国の大規模な人権侵 開審室 🗓 1503 手続きは重人で継続的な人権侵害の事態を個人やNGO の通報に置づいて非公開で審査す る制度であり、いずれも現在に引き継がれている。 するたけて、保障されるものではないのを 「両手続きとも、専門家や NGO の提供する情報、知見に多くを拠っているが、公開審査についてはその 実情が広りメディアを通じて報道されることで人権侵害の是正につながることもある。たが、政府代表 からなるため各国政府の意向に終られる傾向が強い国連では、人権問題が襲骨に政治利用されることが あるため、80年代以降は国別でなく分野別にどの国であろうと人権侵害を審査するテ 2006年に設置された人権理事会は、すべての人権の促進および保護を強化するため、普遍性、公平性、 客観性および非識別性の諸原則ならびに建設的な国際的対話を指針として任務を遂行する。最も特徴的ならも仕 こうした女性の人权の重視は、G内会itとして用かれたホーンを減と 同時他行して開催されていたNGO1"レープからの強いはたらき かけによるかのだった。 「本見の根利」は自由な人をなというオーせん、オニせんん次("お三世代の 叔利として主に金上口か主張してきたものだが、自由权中に至すった国動する米口か 乗りるえずにより、そのエレトの地位か不確定なめのだったらしかし、ラーン電言では米口的 ようやく深度の松利を京池。するタイドは軽じたのである。

【大沼保昭先生の校正原稿①】

経済・社会政策により人々の経済水準を向上させ<sup>12</sup>、これに加えて、人権についての研修や教育、知識 の普及などにより作民の規範意識を高め、それに、支えられた具体的な人権保障制度を社会のすみずみ までいきわたわせるところにある。外部からの圧力による人権保障は目前に迫った政治犯の処刑の阻止 など、一般的に目に見える成果を上げるケースはあるにしても最続きしない。
大権外交に代表される 「外部からの強制による人権保険」はあくまでも次善の策であることを忘れてはならない。

## 3 国際政治の人権化とそれへの反動 下をでドビハドにうちん

★1世紀の「援助超大国」となりつつある中国(および、中国よりはるかに援助額はすくないが中国と同様の政策をとるロシアほかの「援助大国」)の経済援助は、途上国における人権保障状況の改善という面において深刻な問題を提起している。みずからが深刻な人権侵害国家である中口などは、援助を受ける側の人権侵害を問題とすることなく、多くのアフリカ諸国など、人権抑圧的な独裁政権に多額の援助を供与する。後者は、被援助国の人権状況を問題視する西側先進国より当然こうした中ロ型の「寛大な」援助を好む。その結果、途上国の人権状況が改善しないまま人権抑圧政権が支配する途上国に巨額の援助が流れ込むという現実が強化されつつある。

これを変えていくには「援助大国」中ロ自身が人権を尊重する国に生まれ変わることを期待しなければならない。しかし、現在「人権先進国」とされる欧米諸国がそうしたレベルに到達するには近代西欧における人権の誕生以来、数世紀を要したのである。中ロなどの「人権後進国」が欧米や日本並みの人権先進国に生まれ変わるには同じくらいの時間がかかるかもしれない。全世界的規模の人権状況の改善というのはその公会を受けない。

のはそれにとときないのとのこ分をからこにの「人权の主は化」「IPの人权化を りたらしたのけ面倒り生態口、なかんでくるの政治口だった。西西次のP京と矢の伊込な かれ使命成をサーズ人权の美区と改革にあかしてきた。しかしょその容易とした。

全世上的人权施理は今ち3人、西欧自然の民衆の成更からさえかけ強めた

エリートの理想をギャッラ色彩を帯がていた(大沼ロンsoc たわけるはとかりの大田田のか)。21(になり、この走りはりバラルでで大本務民門への反響というかたちで、野在化した。正信なる子(日は四本を向ってきないが、一部のPな、知

おそらくこの反動の時代は1はちゅうく疑くのではなか

「このことはもう一つの「人秋大口」米口のありから を見てもあきらかなように思われる。2016年、米口及は トナルト・トランフロという数号な差別主ギル・まれり

12 本でこの点は人権保障水準の高度化の必要条件ではあるが、十分条件ではない。日本の一人当たり 国民所得の1.5倍以上の経済水準を誇るシンガポールや急速に経済水準を高めつつある中国の現状 はこのことを裏書きしている。